

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 偽の警告表示に注意！

パソコンでウェブサイトの閲覧などをしていると、「Microsoft」のロゴに併せて、「検出された脅威：トロイの木馬スパイウェア」、「Windows サポートへのお問い合わせ：(電話番号)」などの偽の警告が表示されるとともに、警告音やアナウンスが流れます。電話をかけると、社員などと名乗る者から、「あなたのパソコンは危険です」などと説明され、ウイルス駆除などの費用として多額の金銭を要求されます。



▶ **ブラウザ終了か再起動をしてください**

やり方がわからない場合は、詳しい人や情報処理推進機構(I P A)の相談窓口に聞きましょう。

▶ **電話をかけないでください**

実在する会社や関係者がパソコンに警告を表示して、電話をかけるように求めることはありません。

▶ **お金の話が出たら、電話を切りましょう**

金銭を要求される話が出たらすぐに電話を切り、折り返しの電話があっても出ないでください。

▶ **誰かに相談しましょう**

慌てて一人で判断せず、家族や知人、消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

～消費者庁HP、公表資料より引用・抜粋～

## 食の安心安全サポーター研修 『こんにゃく作り体験』



地元の講師をお呼びしてこんにゃく芋から作ります！

◇日 時 12月16日(土) 午後1時30分～4時

◇会 場 美浦村中央公民館調理室 ◇参加費 500円 ◇募集人数 8人

◇持ち物 エプロン、三角巾、ゴム手袋、マスク、出来たこんにゃくを入れるもの

◇申込方法 村消費生活センターまでお申込みください。(☎029-885-7141)

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。12月28日(木)までにご予約下さい。

**【開催日時】** 令和6年1月5日(金)

午前9時30分から11時30分まで

**【会場・受付】** 美浦村消費生活センター

### ◀ 消費生活に関する相談は ▶

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379